

豊中市働き方アドバイザー派遣制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の事業所に対して、労働・労務に関して専門的立場から相談・助言・指導等の支援（以下「支援」という。）を行う専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、市内で働く人の生活の質やワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた多様な働き方や生涯現役社会の実現に寄与することに加え、事業所の魅力向上や働き方改革を通じて市内雇用を拡大することを目的とする。

(支援対象事業所)

第2条 この要綱において、派遣の対象となる事業所は豊中市内の事業所等とする。ただし、暴力団若しくは暴力団の統制下にある者は除く。

(支援の範囲)

第3条 支援を行う内容は、次の内容とする。

- (1) 労働条件に関すること
就業規則、賃金、労働時間、休暇（制度）、労働環境、解雇等
- (2) 労働保険等に関すること
労災保険、雇用保険等
- (3) 労働組合に関すること
労働組合の結成、労働協約、不当労働行為等
- (4) 働き方改革に関すること
- (5) 高齢者等の職域開拓に関すること
- (6) 従業員の働きやすい環境整備に関すること
- (7) 雇用に関する助成金制度に関すること
- (8) 福利厚生制度等に関すること
- (9) その他労働・労務に関すること

(派遣申込)

第4条 この要綱において、アドバイザーの支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、「豊中市働き方アドバイザー派遣申込書」（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内で、派遣の可否及び派遣回数並びに派遣するアドバイザーについて決定し、「豊中市働き方アドバイザー派遣決定通知書」（様式第2号）により速やかに申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項によりアドバイザーの派遣を決定したときは、「豊中市働き方アドバイザー活動依頼書」（様式第3号）により支援を求めるアドバイザーに支援活動を依頼するものとする。

(派遣回数の変更)

第6条 申込者が前条第1項の規定により決定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「豊中市働き方アドバイザー派遣変更申込書」（様式第4号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の変更申込書の提出があったときは、アドバイザーから意見を聴取し、内

容を審査して変更の可否を決定し、「豊中市働き方アドバイザー派遣変更決定通知書」（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 第5条の規定により派遣されたアドバイザーは、派遣の都度、速やかに「豊中市働き方アドバイザー活動状況報告書」（様式第6号）を提出するものとする。

（事業の完了報告）

第8条 アドバイザーの派遣が完了した際、第5条第1項の通知を受けた申込者は、「豊中市働き方アドバイザー派遣事業完了報告書」（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（支払）

第9条 市長は、第7条の規定により報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認める場合は、速やかに謝礼金を当該アドバイザーに支払う。ただし、第4条の申し込みに基づくアドバイザー派遣の場合、市が支払う謝礼金は一申込者につき同一年度に5回まで、1回あたり12,300円を限度とし、これを超える場合は申込者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。